組合員資格得喪通知 (所有者 耕作者 変更届)

*ふりがな の記入

番地

耕作者変更の場合

令和 5 年 4 月 1 日

記入例

1 今までの所有者又は耕作者

> 磐田市 加茂 1 住 所 番地

ふり がな 等答 太爺▼

2 これからの所有者又は耕作者

> 住 所 磐田市 加茂

ふり氏 豊田次郎

電話番号 0538-36-0609

生年月日 平成2年9月15日

3 変更の理由

耕作者変更のため

資格得喪対象の土地

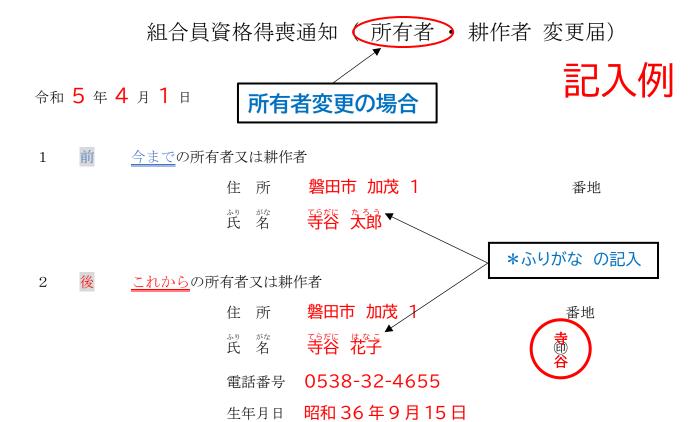
	大 字	字	地 番	地目	地積(㎡)			
加茂			1	田	123			

寺谷用水土地改良区理事長 様

上記の土地について組合員資格が得喪(所有者又は耕作者を変更)したから土地改良法 第43条第1項の規定により届出します。なお、下記条件について遵守いたします。

条件

- 1 用水使用については節水に努め、付近の用水路を常に良好な状態で管理します。 また、耕作地にかかる水利組合がある場合は、その組合規約に従います。
- 2 **耕作者変更の場合**、これからの耕作者が毎年かかる寺谷用水土地改良区賦課金を納入します。
- 3 地元の組合において必要な経費(パイプライン組合費等)がある場合は別途納入します。



3 変更の理由

相続のため

資格得喪対象の土地

	大 字	字	地 番	地目	地積(㎡)		
加茂			1	田	123		
筆数が多い場合は、複数枚記入又は別紙一覧を添付する							

寺谷用水土地改良区理事長 様

上記の土地について組合員資格が得喪(所有者又は耕作者を変更)したから土地改良法 第43条第1項の規定により届出します。なお、下記条件について遵守いたします。

条件

- 1 用水使用については節水に努め、付近の用水路を常に良好な状態で管理します。 また、耕作地にかかる水利組合がある場合は、その組合規約に従います。
- 2 耕作者変更の場合、これからの耕作者が毎年かかる寺谷用水土地改良区賦課金を納入します。
- 3 地元の組合において必要な経費(パイプライン組合費等)がある場合は別途納入します。